

### 第33回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

#### 1 開催日時

令和元年11月28日（木）午後1時30分

#### 2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

#### 3 出席者等

（委員）

川田基弘，杉原朱美，鈴木 亨，高橋 理，田崎新一，永野圧彦，丸山英明，  
溝口理佳，山賀 寛（五十音順，敬称略）

（説明者兼オブザーバー）

水野知久（岐阜県中央子ども相談センター家庭支援課長）

稲井雄介（岐阜家庭裁判所裁判官）

（事務担当者）

首席家裁調査官，家裁首席書記官，家裁次席書記官，家裁訟廷管理官，家裁事務局長，家裁事務局次長，家裁総務課長，家裁総務課課長補佐

#### 4 議 事

- ・ 委員長挨拶及びテーマ紹介
- ・ 委員の紹介
- ・ 前回委員会での提言に対する報告
- ・ 説明

ア 子ども相談センター（児童相談所）の役割と虐待対応の状況について  
（岐阜県中央子ども相談センター家庭支援課長）

イ 児童の保護／裁判所の役割と手続について（岐阜家庭裁判所裁判官）

- ・ 意見交換（テーマ「裁判所における子どもに関する手続等について～児童福祉法第28条等事件の動向等～」）

意見交換の要旨は，別紙のとおり

- 次回期日  
未定（令和2年6月下旬又は同年7月頃を予定）
- 次回の意見交換のテーマ  
未定

(別紙)

### 意見交換の要旨

(委員長) 岐阜県中央子ども相談センター（以下「センター」という。）家庭支援課の担当者からの説明又は当庁の裁判官の説明に対して、質問や感想、意見等はないか。

(A委員) 子どもの虐待については、最悪のケースが報道される度に警察や児童相談所への批判が集まる。児童虐待の件数も増えている中で、センター（児童相談所）の仕事は大変な職業だと感じた。上手く対応した点は余り報道されずに、対応がまずかった点ばかりがクローズアップされているように感じるが、我々医療に携わる側も児童虐待の第一発見者となる可能性がある。医師でも、センターという組織があるのは知っているが、どのように対応したらよいのかを理解していない者もいるので質問させていただくが、通報はどのようにしたらよいのか。警察に通報してもよいのか。

(B委員) 警察に通報があった場合は、対応させていただく。

(委員長) 児童虐待で怪我をして病院に来る場合、親は事実とは違う説明をすることもあると思うが、説明を受け、それは事実とはちょっと違うのではないか、虐待ではないか、と感じるケースは通常なのか、それとも稀ということか。

(A委員) よほど疑いの目で見ないと、子が公園で転んだといった親の説明を信じて診てしまう。親の態度や子どもの態度がよほど変でない限り、医療機関で怪しいと思うケースは稀である。

(C委員) 施設入所の措置には、親権者の同意が必要とのことであったが、同意が得られずにセンターが家裁に施設入所を求める申立てを行って、家裁の承認を得られた場合であっても、親に施設

利用に係る費用の負担は発生するのか。

(センター) 例外はあるが基本的には、費用は発生する制度となっている。

(C委員) 虐待としつけの線引きは非常に難しい。センターとの話合いの中で、親はセンターからの指導等に納得してくれるのか。

(センター) 虐待なのか、しつけか、それとも事故なのかがグレーな場合はあるし、それが最後まで分からないことも多い。センターとしては必ずしも白黒をはっきりさせる必要はなく、グレーのまま置いておいても、養育環境が改善されるのであれば、線引きは必須ではない。事実を突き止めることが難しい場合であっても、その後も、子どもの生活、家族の生活は続いていくので、むしろそちらに重点を置いている。

(C委員) 子どもによっては、虐待がトラウマになることもある。施設ではそのケアも行っているのか。

(センター) 児童養護施設や児童自立支援施設では、児童心理司が配置されており、心理面接やセラピーは普通に行われる態勢になっている。入所児童の過半数は被虐待児と言われているが、被虐待児は愛着障害やアタッチメントの問題で、認知の形が特異になってしまっている子どもも多い。対人関係を作るのが苦手な子どもの割合も多く、そういう子ども達の集団の中で生活していくというのは、子ども達にとっても大変であり、施設に入所すれば全て大丈夫というわけではない。施設に入所した後も子ども達の苦労は続くという部分があり、制度の拡充も図られているが、まだまだこれからだと感じている。

(C委員) センターの話聞いて、子どもにとって施設に入所するのが良いのか、保護者のもとで生活するのが良いのか、どちらかに決めなければならない家裁の仕事も大変だと感じる。

(D委員)

検察庁の立場から説明させていただく。実態として児童虐待による検挙数は近年かなり増えており、その中でも暴行による虐待事件が増えているという検察庁の統計データがある。平成26年から4年連続でかなり増加しており、平成20年と現状を比較すると、3.6倍程度に検挙数が増えている。私自身も刑事事件に携わる中で、虐待というと身体的虐待の事件が多いというのを肌で感じている。暴力を振るうことで親は自分のうっ憤を一瞬晴らすことができるという側面があって、依存性、習慣性を持ちやすいと言われている。依存性がある虐待事案については、再虐待を防止するという観点から検察庁でも厳正に対応している。虐待としつけの線引きは確かに難しく、一部の司法関係者においても理解が進んでいない部分もある。検察庁では研修等を通じて、児童虐待についての知見の向上を図っているが、裁判所、弁護士、警察においても知見を高め、再虐待防止に向けて厳正な対応をしていただきたい。

実際の連携、現場での対応という面では、被害に遭った子どもから話を聴くという場合、何度も話を聴くことになれば、どうしても被害のことを思い出してしまうという二次被害の側面がある。そのような精神的負担を減らそうということで、センターや警察と協力して、子どもから聴取する機会は一度きりで終わらせようという「代表者聴取」の取組を検察庁では行っている。岐阜でも実際に行っており、三者間の協議の上で代表者1名が聴取を行っている。検察庁で聴取を行う場合には、聴取漏れがないように、聴取者以外のセンターや警察の担当者もバックヤードに待機しており、そのために設備を整えた専用の部屋が用意されている。また、検察庁においては、虐待事案を認知した場合の相談窓口を設置して担当検事を置くことで、今後

どのように対応していくのが良いのか等について、センターや警察との間で協議や情報共有を行うという仕組みが構築されている。

(B 委員) 警察においても、児童虐待が大幅に増加しているということで対応に苦慮しており、センターとの連携は非常に重要だと考えている。平成29年に岐阜県と連携協定を結んで以降、子どもが被害に遭わない、子どもの命を守るということを大前提として、情報交換ということでセンターから情報を得たり、逆に警察から通告あるいは通告に至らない事案であっても情報提供を行うといった形での情報共有を行っている。また、先般、岐阜市民病院において医療機関対象の虐待に関する研修が開催され、私も参加させていただいた。捜査関係者として、医療関係者とも交流ができたことはよかったと感じている。

裁判官からの説明で、指導措置の勧告の促しという話があったが、虐待対応に当たっている中で、虐待を認めない保護者、監護能力が十分でない保護者、センターの対応への理解が乏しい保護者がいて対応に苦慮している。警察としては、このような保護者こそ適時適切に指導していかなければならないと常々考えており、センターは指導措置の勧告を裁判所に促す権限があることからセンターにもお願いしているところである。裁判所でも指導措置の勧告については、積極的に行っていただきたい。

(委員長) 裁判所では、センターの申立てから施設入所の措置承認等まで現状で2か月程度掛かっており、子どもが不安定な状態に置かれ続けることが気掛かりである。センターの立場では2か月という期間は長すぎると考えるか。それともやむを得ないと考えるか。

(センター) 運用開始当初は半年以上掛かったケースもあったので、当時と比べれば迅速になったと感じるし、2か月で決めていただけるのであれば有り難い。また、以前は申立ての中身についても、刑事事件ではないのでセンターではそこまでは把握できていないといった部分の説明を裁判所から求められることもあって対応に苦慮した。現在は、裁判所の理解も進んで福祉的になり、センターとしてもやりやすくなった。ただし、子どものタイプにもよるが、一時保護の状態から申立てを経て審判まで3、4か月掛かってしまう間学校に通えず、自分の身分がどうなるか分からないという不安定な状態での生活が続くことになる。更に短くなるのであれば有り難い。

(E委員) 迅速と言いながら、2か月も掛かるのかというのが率直な感想である。しかし、その2か月の間にニュートラルな立場で調査、判断するという家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）は非常に大変だろうとも感じた。岐阜家庭裁判所には何人ぐらいの調査官がいるのか。また、ヒアリングして真実にどこまで迫れているのか。

(家裁裁判官) 家事事件専従の調査官は本庁には7人いる。調査官は、チームで調査することが多いので、実際は複数人で動いてもらうことになる。子どもの意向や意見聴取もしてもらうが、どこまで真実に迫れるかということは非常に難しいところがある。調査官は心理学を専門分野としており、子どもとのやり取りや信頼関係の構築によって、ある程度は本当のことを聴き出せていると思う。一方で、口を閉ざし、シャットアウトしてしまう子どももいる。そのような場合には、その態度がどういう意味を持っているのかを心理学的に分析することは可能であるが、虐待があったかどうかについては、子どもからは聴けなくなってし

まうことになる。

(首席家裁調査官)

調査官の仕事には、調停事件の立会いや調停事件における子どもの親権や面会交流の在り方の調整等があり、どちらかというところ今回のテーマにあるような仕事はレアであり、調査官の職務全体から見ても一握りの仕事である。しかし、その中でも一番難しい仕事であると感じている。認定作業は裁判官が行うので、我々はその認定に必要な事実を専門知識と技法を用いた調査により集め報告している。子どもが話したことをそのまま報告するのではなく、例えばその時の子どもの表情や様子等のノンバーバル（非言語的）な情報も敏感に観察しながら子どもの心理状況を含めて報告するというを行っている。

(F 委員)

裁判所が最終的に施設入所等の申立てを承認するか、又は却下するかということ判断する上で、先程話のあった代表者聴取の資料があれば、速やかな審理ができるのではないかとと思う。実際に児童福祉法第28条や同第33条事件において、裁判所に資料として提出されるようなことはあるのか。

(センター)

私の記憶ではない。刑事事件として立件されるかどうかという部分で使われるものであると考えている。刑事事件になってしまえば、多くは親権者の同意が得られているし、片親が逮捕されても、もう一方の親がしっかりして子どもが家庭生活を継続できるのであればそれで良い。また、刑事事件をきっかけに家庭環境が変わるケースも多いので、全員が全員、家庭との分離が必要になるわけでない。したがって、代表者聴取の資料は刑事事件になるかならないかという展開の時に利用する印象が強い。

(F 委員)

児童福祉法第28条や同第33条事件で申立てのあるケース

は、刑事事件にはならないような事案が多いということか。

(センター) そうである。むしろ虐待事実に関してはグレーであるが、家庭に返しにくいケースや、ネグレクト等のはっきりしない性質のものの方が多印象である。

(D委員) 代表者聴取を行った事案も全てが刑事事件として処分されるわけではない。代表者聴取に当たっては、刑事処分にするのかどうかだけでなく、どうすることが子どもにとって最善なのかを含めて三者協議等の場で協議している。刑事事件とならなかったケースにおいて、代表者聴取の内容がどう使われているかは、検察庁でも把握していない。

(家裁裁判官) 仮に児童福祉法第28条事件や同第33条事件において、代表者聴取の内容が資料として提出されるとなると、どのような形で提出されることになるのか。

(センター) センターの担当者が代表者聴取にオブザーバー参加している場合、センターの担当者が記録として作成したものを使用している。警察や検察庁が持っている資料を頂いたことはない。むしろ検察庁に要望すれば頂けるものなのか。

(D委員) これからの協議対象となってくるとは思うが、情報共有するという姿勢は変わらないので、協議していただければ検討することになるかと思う。

検察庁においては、代表者聴取の手法や虐待事案の被害者心理等の知見を向上するための勉強会や講習を開いて、研さんを積んでいる。裁判所においては、判断者である裁判官の知見の向上を目的とした取組は行っているのか。

(委員長) 児童虐待に特化したものはないが、事件の審理や判断に当たって、必要な知識を習得する必要があるということで、被害者心理等については、司法研修所で行われる研修のカリキュラム

に組み入れられている。

(家裁裁判官) 当庁では、大学教授等を招くなどして、調査官の研修を年3回実施している。先日も紛争に巻き込まれた子どもの心理状態について講話をしていただいた。調査官の研修には、裁判官も参加することがある。

(委員長) 児童虐待の問題について、弁護士として関与することもあると思うが、その関係でお話しできることはないか。

(G委員) 岐阜県弁護士会には様々な委員会が設置されている。その中で「子どもの権利委員会」というものがあり、私も所属している。そこでは少年事件に関わることや子どもの人権に関わることについて、電話での無料相談も行っている。また、センターと連携した「児童虐待弁護団」と銘打ったものがある。県内5か所のセンター（児童相談所）に週1回弁護士が常駐し、相談があれば対応しているほか、センターが審判の申立てを検討した場合に、センターが準備した資料を弁護士がまとめて申立書を作成する。これまでセンターが全て行っていたことを役割分担という形で、児童虐待弁護団の弁護士が関与している。

(H委員) 私が一番気になるのは、施設に入った子どもはどうなるのかということである。施設ではどんな生活をしていて、通常的生活に戻れるのか。また、施設を出て一般社会に戻った後のケアはあるのか。

(センター) 施設に入ったから大丈夫というわけではない。そこがセンターの仕事としても難しいところである。児童自立支援施設や児童心理治療施設については、2年や3年の期限を決めて入所する形になるので、基本的には家庭に戻るという前提で話を進める。これに対して、児童養護施設や里親に預けるといった場合については、虐待が背景にあると元の家庭には戻しにくいこと

も多い。それでも、保護者の中には様々な出来事を経ることで変わっていく人もいるし、ひとり親だった保護者の再婚や祖父母との同居といった家庭環境の変化により、家庭が落ち着く場合もある。また、精神的に不安定だった保護者が治療を行う中で落ち着くといった場合もあるし、子どもの年齢が高くなることで物理的な暴力の心配がなくなるということもある。センターとして、家庭に戻れると判断した場合には、家庭に復帰をさせることになる。また、センターは家族を再統合まで持っていくことが使命とされているので、家族を分離した後も、保護者との関係性を続けていくことになる。

子どもの方の意思として、家に帰りたいたいという子どもも実際に多い。家でひどい目にあったことを忘れる、あるいはマスキングをかけるように、辛かったことを良い思い出で上書きしてしまうこともある。帰りたいたいという子どもには、環境が許せば帰ってあげたいという気持ちで仕事をしているが、帰れないまま高校生ぐらいになってしまう子どももいる。大学等に進学する子どももいるが、社会的養護で育った子どもは、愛着障害やアタッチメントの影響からか、自分のために頑張ることが苦手な子どもも多く、高校を中退してしまうことも少なくない。センターの担当者や施設の職員も励ましたり、説得したり、時には中退後の仕事を探した上で措置解除を行って社会に出ていくといった様々な形のアフターフォローを行っているが、手厚いところまではできていない。

(F 委員) 大変貴重な指摘と、現状の披露をいただいた。施設に入った子どもがどうなるのか、施設を出た後はどうなるのかということに対して、施設に入っても良いことばかりではない、施設の社会的養護で育った子ども達なりの課題もいろいろとあるとい

う話をいただいて、児童福祉法第28条や同第33条事件の審判を担当する裁判所としても、そういう現状を踏まえて適切に判断していかなければならないと感じた。最終的な目標が再統合であるということであれば尚更、指導措置の勧告の制度等を活用していなければならぬし、そのためにはセンターとの連携がより一層重要であるとも感じた。

検察庁からも、被害児童の心理等の知見の向上の取組を裁判所は行っているかという指摘があったが、検察庁はこの点をかなり熱心に取り組んでいると聞いている。岐阜家庭裁判所でも今後はより力を入れていく必要があると感じた。

(委員長) 本日いただいた意見を、今後の家庭裁判所の審理の方で役立てていきたいと思う。

以 上